二　特別特定器官等の陳列又は広告をする場合（特別国際種事業者以外の者が特別国際種事業として陳列又は広告をする場合を除く。）

第十九条第一項第二号及び第三号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改める。

第二十条第二項中「次条第一項」を「第二十条の三第一項」に改め、「及び第五十八条第三号」を削り、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　個体等を識別するために特に措置を講ずることが必要な国際希少野生動植物種として環境省令で定めるものの個体等の登録を申請する場合にあっては、登録を受けようとする個体等に講じた個体識別措置（個体等に割り当てられた番号（第四項第三号及び第二十一条第六項において「個体識別番号」という。）を識別するための措置であって、国際希少野生動植物種ごとに環境省令で定めるものに限る。第七項、第二十一条第六項及び第二十二条の二において同じ。）

第二十条第四項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三　登録をした個体等に係る個体識別番号

四　登録年月日

五　次条第一項に規定する登録の有効期間がある場合にあっては、その満了の日

第二十条第十項を同条第十二項とし、同条第七項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第六項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録に係る第二項第四号に掲げる個体識別措置を変更したときは、環境省令で定めるところにより、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、変更登録を受けなければならない。

第二十条第四項の次に次の一項を加える。

5　環境大臣は、第二項の申請書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

第二十条の三を第二十条の四とする。

第二十条の二第二項中「、第五十八条第三号及び第五十九条第二号」を削り、同条第四項中「前条第十項」を「第二十条第十二項」に改め、同条を第二十条の三とし、第二十条の次に次の一条を加える。

（登録の更新）

第二十条の二　登録のうち、定期的にその状態を確認する必要がある個体等として環境省令で定めるものに係るものは、五年を超えない範囲内において環境省令で定める期間（第三項及び第四項において「登録の有効期間」という。）ごとに、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前条第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

3　第一項の更新の申請があった場合において、登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第二十一条第一項ただし書中「第二十条第五項」を「第二十条第六項若しくは第七項」に、「又は同条第七項」を「、同条第九項」に改め、「書換交付」の下に「又は第二十条の二第一項の登録の更新」を加え、同条に次の一項を加える。

6　登録に係る国際希少野生動植物種の個体等のうち個体識別措置が講じられたものを取り扱う者は、環境省令で定めるところにより、当該個体等の個体識別番号を識別できるよう取り扱わなければならない。

第二十二条第一項第二号中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第三号中「第二十条第八項」を「第二十条第十項」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第二十条の二第一項に規定する登録の有効期間がある場合には、当該登録の有効期間が満了した場合

第二十二条第二項中「第二十条第八項」を「第二十条第十項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　返納すべき登録票の占有者がこれを保有することを希望するときは、返納を受けた環境大臣は、環境省令で定めるところにより、その登録票に消印をしてこれを当該登録票の占有者に還付することができる。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（登録等の取消し）

第二十二条の二　環境大臣は、登録等、第二十条第六項若しくは第七項の変更登録、同条第九項の登録票の書換交付、同条第十項（前条第二項において準用する場合を含む。）の登録票の再交付若しくは第二十条の二第一項の登録の更新が偽りその他不正の手段によりなされたことが判明したとき、登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者が第二十条第七項の規定に違反したとき、又は登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等のうち個体識別措置が講じられたものが第二十一条第六項の規定に違反して占有者に取り扱われたと認めるときは、当該登録等を取り消すことができる。

第二十三条の見出しを「（個体等登録機関）」に改め、同条第一項中「前条」を「第二十二条」に、「第二十条の三第四項」を「第二十条の四第四項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に、「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同条第二項中「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「であること。」を削り、同項第三号中「こと。」を「もの」に改め、同条第四項第一号中「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同条第五項中「登録機関登録簿」を「個体等登録機関登録簿」に改め、同条第六項中「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同条第七項中「登録機関が」を「個体等登録機関が」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に、「前条」を「第二十二条」に、「これらの規定」を「第二十条第一項」に、「登録機関」を「個体等登録機関（第二十三条第一項に規定する個体等登録機関をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）」と、第二十条第二項から第十一項まで（第四項を除く。）、第二十条の二第一項、第二十条の三第一項から第三項まで、第二十条の四（第一項を除く。）、第二十一条第五項及び第二十二条中「環境大臣」とあるのは「個体等登録機関」に改める。

第二十四条の見出し中「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同条第一項及び第二項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同条第三項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務を実施する事業所の所在地」を「前条第五項第二号又は第三号に掲げる事項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、環境省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

第二十四条第十項中「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に、「登録機関」を「個体等登録機関」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「登録を」を「登録等を」に、「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　個体等登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣にその旨を届け出なければならない。